

一般廃棄物処分業許可証

住所 東京都八王子市東中野480番地2

氏名 株式会社SATO
代表取締役 佐藤 幸一〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、下記のとおり許可する。

令和 6年(2024年) 3月28日

八王子市長 初宿 和夫



記

- | | | | |
|---|-------------------------|---|------------|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 事業系一般廃棄物
木くず | (以上1種類) |
| 2 | 処分（最終処分を除く。）
最終処分の区別 | 中間処理 | |
| 3 | 処分方法 | 破砕施設 | |
| 4 | 処理施設等の種類、能力
及び設置場所 | 木くずの破砕施設
東京都八王子市東中野480番地2 | 88.32(t/日) |
| 5 | 処分先 | 株式会社ナコード埼玉事業所
所在地 埼玉県日高市大字南平沢字下水久保1854-1 | |
| 6 | 許可の有効期間 | 令和 6年 4月 1日から
令和 8年 3月31日まで | (裏面あり) |

(裏面)

処分第003号

7 許可の条件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定を遵守すること。
- (2) 八王子市の区域外で発生する一般廃棄物を処理する場合にあっては、本市の指示によりおこなうこと。
- (3) その他、関連法令及び条例の規定を遵守すること。

(以下余白)

変 更 事 項

変更年月日及び番号	件 名	変 更 内 容	印
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1（又は2）の場合において、この決定（2の場合で1の審査請求をした場合は、裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求（2の場合は処分の取消しの訴えの提起）をすることはできません。